

広島県立

もんじょかん

文書館だより

HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

NO.21



2003.1



移民会社代理人の事務書類

当館に寄託されている平賀家文書の中に四〇〇点余の移民関係資料が含まれている。明治二十四年（一八九一）から明治三十六年（一九〇三）までのもので、ガイドルーブ（西インド諸島）、オーストラリア、フィジー、ニューカレドニアへの移民送出に関わる資料である。その大部分は、賀茂郡郷田村の土肥積が日本吉佐移民会社（のち東洋移民合資会社）の広島県代理人を勤めていた関係で作成・保管されたことになった事務書類である。それらは、土肥の死亡後、彼に代わって広島県代理人を勤めた平賀退夫に引き継がれ、平賀家に保存された。そのいくつかを紹介する。

「第一回巴西国移民募集ニ付運動日誌」とあるのは、移民を募集するために役場や各地の有力者に周旋方を依頼して回ったことを記したものだ。巴西はブラジルのこと、このとき（明治三十年）の移民は現地の都合により渡航直前になって中止された。第一回ブラジル移民はこれより十一年後に実現する。

「第二回フィヂ島移民希望者実地検査」とあるのは、移民希望者について調査をしたもの。厳しい労働に耐えられるかどうか適否審査の主眼となっている。

下の手紙は、オーストラリア移民からのもので、新年のあいさつとともに耕区の近況を土肥に報告している。

「玖英斯蘭第二三四回移民二十九年十月ヨリ十二月マテ送金 父兄送金支払日誌」によれば、このときの移民からの送金は、広島市、可部町、甘日市町、西條町、郷田村の五か所で留守関係者に支払われた。「玖英斯蘭」はオーストラリアのクインズランド（クイーンズランド）のこと。
(安藤福平)

【寄稿】

中国渡来銭の一般的な呼称について

鈴峯女子短期大学教授 松井輝昭

わが国では十三世紀の中頃になると中国から渡来した銭貨が全国的に流通するようになり、布・絹・米に代わって支払手段の主役を演じるようになったといわれています。また、備後国御調郡歌島あたりでも十四世紀の初めごろ、その銭貨を利用した取引が盛んに行われており、さらに「割符」（為替）が使われていたことも知られています（厳島神社蔵「反故裏経」紙背文書）。しかし、このような中国渡来銭が鎌倉時代において、どのように呼ばれていたのかは明らかになっていません。多少とっぴと思われるかもしれませんが、本多博之氏が天正十六年（一五八七）の惣国検地以降、毛利氏領国で基準貨幣になったと指摘される「鍛」（ちゃん）に注目したいと思います（「毛利氏領国における基準銭と流通」内海文化研究紀要20号 一九九一年）。この言葉は広島県立文書館が所蔵している、渋谷家文書のなかにも何点か確認することができます（「渋谷家文書」一二号・一八号他、写真1・写真2）。

ジョアン・ロドリゲスは慶長八年から十二年（一六〇四〜八）にかけて『日本文典』全三巻を著し、そのなかで銅銭は一般に

「ぜに」・「せん」・「ちようもく」と呼ばれているけれども、特殊な名目として「びた」・「ころ」・「ちゃん」などがあると述

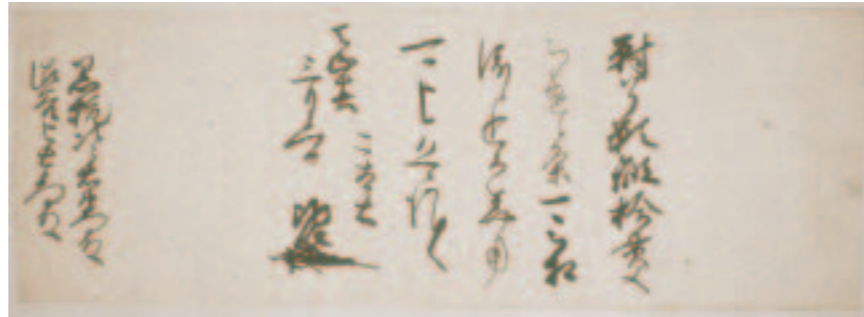


写真1 この切紙で「鍛」を引き出す（渋谷家文書12号〔9103/9-4〕）

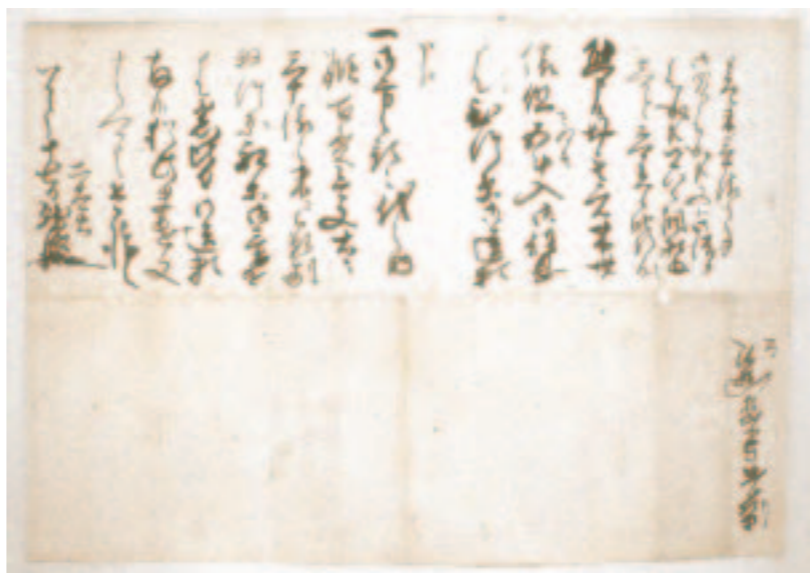


写真2 米と「鍛」の搬送を命じる（渋谷家文書18号〔9103/9-10〕）

べています（土井忠生訳注『日本大文典』）。少なくとも、宣教師ジョアン・ロドリゲスがかかるかぎり、毛利氏領国で基準貨幣になったとされる「ちゃん」という呼称は銅銭の特殊な名目でしかなかったのです。しかしながら、「ちゃん」という言葉は江戸時代になっても、井原西鶴の『日本永代蔵』巻五を始めとして何度も確認することができます。また、「ちゃん」という言葉の類語として、「ちゃん

この言葉は毛利氏領国で確認される天正五年（一五七六）よりもはるか以前から使われていたと考えざるをえません。つまり、十二世紀後半になると中国から多量の銭貨が輸入されるようになったわけですが、この頃あるいはそれ以前から中国渡来銭を母国の発音に倣って「ちゃん」と呼んでいたのではないかと推測されます。そして、「ちゃん」と呼ばれた渡来銭が全国に流通するようになり、またそ



写真3 鎌倉時代後期の文書に見える「ちゃん」
(厳島神社蔵「反故裏経」紙背文書)

の利用価値が高まるにつれて、庶民のあいだでも中国渡来銭はなくてはならない大切なものと考えられるようになったということ。江戸時代における「ちゃん」や「ちゃん」に類する言葉の用例は、以上のことを前提にするならば平安時代後期まで遡ることができるかも知れません。しかし、このような観点からの調査はほとんど進んでいないように思われま

す。ただ、厳島神社が所蔵している「反故裏経」紙背文書のなかに、「ちゃん」とりて」という文言の見える文書が一通あります(写真3)。「反故裏経」の紙背にある文書はほとんどが、十三世紀末から十四世紀初頭に成立したものです(「向島町史」通史編)。また、この「ちゃん」という平仮名表記が「銭」(ぜに)を意味することは、前後に書かれている文面からも間違いないように思われます。

そうすると、備後国御調郡歌島あたりでは遅くとも十四世紀の初めごろには、中国から渡来した銭貨による取引が盛んに行われており、その渡来銭のことを「ちゃん」と総称していたと推測することができます。私のこの推測が的を射たものならば、備後国を始めたとして西国の国々では「銭」(ぜに)を意味する「ちゃん」という言葉が、戦国時代の末期まで長く使われ続けていたと考えてよいのではないのでしょうか。

ところで、本多博之氏は惣国検地以降の毛利氏領国において、なぜ「鍛」(ちやん)と呼ばれる銭貨が基準貨幣になったのかについては明言されておられません。ただ、特定の貨幣がこの時期に日本に大量に輸入されたとは考えがたいので、数種類の貨幣をまとめて「鍛」(ちやん)と称したのであるうとの見通しを述べておられます。また、天正十四年(一五八五)の史料に「当料ちゃん」という表現があることから、これはもともと流通銭であったものを毛利氏が基準銭として採用したものと考えられるとされます(前出「毛利氏領国における基準銭と流通」)。

つまり、本多氏のこれらの指摘を踏まえて考えるならば、天正年間初頭の毛利氏領国においては、「鍛」(ちやん)という言葉で総称される数種類の貨幣が流通していたこととなります。ジョアン・ロドリゲスは銅銭の特殊な名目として、「ちゃん」という呼称があったことを書き残してくれていますが、毛利氏領国においては流通していた銅銭の多くを、「鍛」(ちやん)という名前で総称していたのです。ただ「鍛」(ちやん)と総称された貨幣のなかに、「南京銭」(中国から渡来した銭のうち私鑄された粗悪なもの)が含まれていたか否かは明らかではありません。本多氏のいわれるように毛利氏は撰銭にほとんど無関心であったということであれば、その領国では流通していた銅銭の多くを「鍛」(ちやん)と総称

していた可能性が大きいように思われます。そして、毛利氏領国に含まれた備中・備後・安芸・周防などで、流通している銅銭を「ちゃん」と総称するようになったのは、平安時代の後期にまでも遡ることができるかも知れないということです。

しかし、毛利氏領国においてなぜ「鍛」という漢字をもって、「ちゃん」と読ませるようになったのかはよく分りません。「鍛」という文字を中国語で発音するならば、「トアン」もしくは「トアン」にしかならないのだそうです。ゆえに、「鍛」という文字は銭を意味する「ちゃん」の当て字ということになります。それでは、「ちゃん」という言葉の当て字として、なぜ「鍛」という文字が用いられたのでしょうか。可能性として次のようなことが考えられます。昔から銭貨のことを「ちゃん」という言葉で総称してきたため、戦国時代の後期にはすでにそれが中国語の「銭」(ちえん)に由来することが分からなくなっていた。それで、中国語読みをすると発音が多少似ている「鍛」という文字をもって、「ちゃん」という言葉の当て字として使うようになった。しかしながら、「鍛」が「ちゃん」の当て字になった理由については、この他にもまだいろいろ考えることができると思います。国語学など関わりのある分野の専門家の御意見を拝聴したいものです。

【他館の紹介】

富山県公文書館

富山県公文書館は、富山市郊外の閑静な地に立地している。県立図書館に隣接し、同じエリア内に埋蔵文化財センターもあり、文化施設としての環境に恵まれている。ただし、公文書館としては、親機関である県庁から離れているのがやや難点ではある。

開館したのは、昭和六十二（一九八七年）四月。一八か月先輩だが、当館とほぼ同期の仲間である。開館に至る経緯も似ている。県内の歴史関係者の団体からの設置要望もあり、富山県史編纂事業の終了とともに設立されている。

文書館職員として、他館を見学して気になるのは、やはり書庫と収蔵資料である。



富山県公文書館の書庫は、一階から三階まであり、各七二六平方メートル、合計二一七八平方メートルである。当館の書庫総面積は一〇四五平方メートルであるので、二倍強にあたる。当館の書庫は満杯に近いが、こちらは今でも十分余裕がある。しかも、将来の増設に備え、敷地は確保されている。文書館の建設はかくあるべし、という設計思想である。所蔵資料は、公文書、行政資料、歴史資料、各都道府県史・県内市町村史、受贈刊行物に区分されている。

保存管理している公文書は、現用保存公文書と非現用保存公文書に分かれる。後者は歴史的価値があるとして本庁や地方機関から移管を受けた公文書で、その主なものは地方自治法以前に完結した公

文書である。いわゆる戦前公文書で、一九〇五冊ある。それ以外に、保存期限が満了して選別保存されることになった文書もあるが、現在のところそれほど多くない。

現用保存公文書は、一万二七八箱に達している。富山県では永久保存及び一〇年保存の公文書は、完結後五年経過すると公文書館で保存することになっており、公文書館は県庁書庫の機能の一部を代行しているのである。一種の中間書庫機能を果たしているともいえる。

歴史資料の中心は、富山県史編さん班から引き継いだもので、一六万点にのぼる膨大な複製資料（一部、現物資料を含む）である。形態は、複写文書を中心に、フィルム、紙焼製本、解読筆写資料、印刷物などで、民俗・中世・近世（加賀藩）・近世（富山藩）・近代・戦前公文書に大区分し、文書群ごとに管理している。このほか、開館後現在までに、原文書が五〇家から寄贈され、一五家から寄託されている。以上の歴史資料については、開館以来着々と整理され、現在までに一八冊の目録が刊行されている。

歴史展示に力を入れているのも、富山県史編纂の伝統を引き継いでいるこの館の特徴である。今回のテーマは「利家と成政」で、NHK大河ドラマで脚光を浴びている前田利家と対比する形で越中の佐々成政をとりあげている。

なお、当県では一昨年、広文協が発足

したが、富山県でも公文書館を中心に、市町村史編纂室や古文書などを有する図書館・博物館・郷土資料館等の関係者の連携が行われている。情報交換の場として、歴史的史料保存利用懇談会が毎年開催されてきており、平成十一年度より歴史的史料保存利用機関連絡会と名称を変え、活発な活動を展開している。

（安藤福平）

文書館の仕事⑤

古文書解読講座と同好会の活動

「博物館の展示で目にする古文書を読めるようになった」、「自宅に残っている古い手紙を読みたい」、「地域の歴史を研究するために古文書を勉強したい」という要望が当館に寄せられます。「ミミズが這ったような」としばしば形容される文字（崩し字）解読の手助けのために、当館では毎年、「古文書解読入門講座」と「続古文書解読入門講座」を開催しています。

この解説講座は、展示や、文書館講演会、市町村職員を対象とする「行政文書・古文書保存管理講習会」とともに、文書館の普及啓発業務の一つで、県民の生涯学習の場となるとともに、その学習を通じて古文書保存へ関心を持っていただく契機ともなっています。講師はいず

れも当館研究員です。

一 古文書解読入門講座

入門講座は、初心者を対象に毎年五月に募集し、六月から十月までの第二・四土曜日、全一〇回開催しています。時間は十三時半から十五時半までの二時間で、(定員五〇名)。変体仮名や崩し字漢字の読み方、解説だけでなく、くずし字辞典の引き方、文語体(候文)表現の特徴など、古文書を読むに当たって基礎的な知識をじっくりと身につけていただくための講座です。テキストは、一回当たり三通程度で、「青蓮院流」の崩し字になれていたため、すべて江戸時代の代表的な一紙文書を選んでいきます。

学習の進め方は、必ず次回の予習と、復習をするようお願いしています。講座ではその回に読んだテキストの解説文(解答)をお渡しして解説しますが、目を通して終わりにするのでは力がつきません。崩し字の解説は「慣れ」ですから、できなかったところを自分で確認して自己添削し、同じテキストで繰り返しトライしていただくことが大切です。したがって、講座ではテキストに書き込みを入れることを禁止しています。

また、入門講座では、一回を「文書館の業務紹介と施設案内」にあてています。ともすると受講者は文書館を「古文書資料館」と誤解しがちになります。県庁行政文書の歴史的・文化的価値を説明し、



アーカイブズが果たしている意義について理解していただくようにしています。

館内見学では、古文書管理の適正な環境について説明します。また、破損した古文書を実際に見ていただくとともにその原因を考え、古文書取扱いの基礎も知っていただいています。古文書解読力が身につけてくると、地域や自宅にある生の古文書の解読に挑戦してみたいという欲求にかられます。古文書の取扱いについての知識が足らないと、かえって古文書を痛める結果を招いてしまいます。

このような入門講座は、受講者から概ね好評を得ています。今年度最終回に実施したアンケートでは、「難しいけれど徐々に興味も増し、理解もできるよ

くなった」、「わからない字を調べるのは楽しかった」、「文書館の役割や意義を学べた」、「古文書の内容が自分の住んでいる地域の以前の姿をリアルにあらわしていることに新鮮な驚きを感じた」などの感想をいただきました。また、要望としては、実施時期や期間、講義の時間配分などのほか、もっと県民にアピールしてほしいという御意見もいただきました。

二 続古文書解読入門講座

続入門講座は、入門講座を修了された方、およびそれに準じる方を対象に、さらに解読の知識をつけ、受講後はある程度自学できるレベルになること、そして古文書取扱い上の注意事項も身につけていただくことを目的に開催しています。

期間は毎年七月から翌年六月までの第三土曜日で、全二回、十時半から十二時半までの二時間です。昨年度までは第三土曜日の午後に開講していましたが、受講者からの希望が強く土曜日の開講となりました。テキストは、広島藩が出した触書類を町村で控えた御用留や日記など、比較的まとまった文書から、特定のテーマに即して選択して使用しています。

学習は入門講座と同様必ず予習をお願いし、それを前提に進めています。

三 古文書解読同好会

当館の古文書解読講座は、続古文書解読入門講座で一応終わります。少しずつ

古文書解読講座の楽しみ

1 歴史パズルである。

古文書は、単語もわからない横文字ではなく、れっきとした日本語です。1つの文字をあれこれと辞書を片手に、時間をかけて悩みぬき、急に文意が通じて読めるようになったとき、パズルが解けたような快感を覚えます。

2 教科書やドラマだけが歴史ではない。

教科書やドラマに出てくるヒーローだけが歴史上の人物ではありません。どの地方にも私たちの先祖がいて、古文書を残しています。これらを解読することによって、その生活がいきいきと描き出されます。

崩し字にも慣れ、興味もわいてきた頃で、さらに学習を進め、生涯学習の場として仲間との交流を進めたいと希望する修了生が集まって古文書解読同好会が発足しました。現在二つの同好会がそれぞれ、文書館研修室を利用して自主的な活動を行っています。いずれも五、六名が班を作り、各班が順番に輪読した後、講師の説明を受ける形式で会を進行しています。会員はいずれも意欲的で、中には解説だけに飽き足らず、テキスト周辺の歴史的事実を他の文献に当たったり、現地を訪問するなどして丹念に調査し、その結果を報告される方もあります。

平成五年に結成された第一グループは、

毎月第二火曜日午前の一時半と、午後二時を活動に当てています。現在、午前中は、安芸国沼田郡伴村（現広島市安佐南区）の幕末・明治の農民記録である「御旧記」の解説を進めています（講師は文書館・西村）。午後は、昨年十月までは文政二年「賀茂郡国郡志下調べ書出帳」―講師は会員金岡照氏―をテキストとして講読しました。

平成七年に結成された第二グループは、毎月第三木曜日の午後二時を活動に当てています。現在、広島藩家老東城浅野家の重臣で、家司役などを勤めた村上彦右衛門による日記「村上家乗」（広島大学日本史研究室蔵）のうち、慶応二年分の解説を進めています。（講師は文書館・西村）広島は原爆の被害により近世文書はほとんど残されていません。この日記は、当時の武家の生活や、広島城下町の様子を知る上で貴重な史料です。

なお、古文書解説講座や同好会は、広島市内だけでなく、県内各地から参加されています。中には、地元の公民館などで歴史講座や古文書解説グループを結成し、そのリーダーとして活躍されている方も少なくありません。文書館の講座や同好会で、古文書の解説だけでなく、その取扱方を学ぶ機会を今後増やし、それぞれの地域でも古文書の保存に向けて活動されることを念願して止みません。

（西村 晃）

〔収蔵文書の紹介〕
農民の口語調による記録
 ―中垣家文書「御旧記」―

当館で活動する古文書解説同好会第一グループで解説を進めている「御旧記」一点は、平成九年九月に中垣公一氏から寄託された。表紙には「御旧記 文化三歳辰正月吉日御改置 伴村」とまで読み取れるが、破損のため作者の名前は不明である。寄託者は同村の出身で、先代から引き継ぎ、他から譲渡されたものではないということなので、中垣家文書と判断して差支えないだろう。ただし、中垣



中垣家文書「御旧記」

家ではこの記録の作者に関する情報は伝えられていない。

表題は「御旧記」とあるが、その内容は文化十四年（一八一七）から明治十四年（一八八二）まで、約六十年間にわたる記録である。天候と、米・麦・綿・酒・油・醤油・柿・炭などの値段や金相場など物価変動に関する記述が中心ではあるが、

身の回りで起きた災害や事件、風説に関する記述も豊富である。その一方で家や個人に関する私的な記述はほとんど皆無である。

興味深いのは用いられている文字と文体である。掲げた写真と解説文を見ていただきたい。これは明治四年八月に広島県全域で発生した「武一騒動」の記事で

十二日、あめふり、其夜大そうどう成、沼田郡村々のこうらず百姓不残う（一）扱起（朝廷）こし、大別庄屋ちようてのあつかいする者ちようて方者うちめき、いきをうを（火）焼き滅（朝廷）ほし、新庄村山本や大別成、是うちめきやきひをかけてやきほるばし、大町村今田屋大別成、是すて、家・だや・蔵不残うやきほるばし、大町村今田屋大別成、是も右同断にをうこないやき、毛木村とりや、是も右同断やき、相田村相地や大別めきくだき、火つうけんする所、近所百姓のほうより、つみなき者一がやけ百姓よことわりならば（朝廷）こらえる成、相地ややかのかわり（朝廷）にやたをとうきとる事成、大別三間やきほるばす成、広島森長ていの宿したり、つうかい（朝廷）かすくうちめき、其外在中右同断の物、北下安村小物屋上安村てわ大町屋右同断をうこなう成、十三日、天気成、毛木村鳥屋いたわ其日あさ成、御との様わらんじかけ寺町御出張有、わけをさとし被成、其ま、引かへる物有、きかずをしかけて参り、よんとこなくをうさめのため手ぼうもて（朝廷）からをとにて（朝廷）甚小れ手わからをと、き、わけてきかず、よんところなく玉入（朝廷）てわうへむけてはなせとのをせなり、はしりやがきてけが人も成、山がた郡者共さ百姓をだま被成か（朝廷）と其ま、かへり、手ぼうみなもち、軍ひたくつれてたのが十五あさ、村々大そうと成、ひたくして出事成、御との様かべ江迄御出御とめ被成、是ら百姓共をさまる成、かけがけへいかれす、しいばくわ見合をる事成（朝廷）

ある。ひらがなが多用され、漢字も御家流ではない独特の崩しで、誤字や当て字「だや」（納屋）、「めぐ」（こわす）という広島方言も見える。候文ではなく、当時の口語表現を用いたのではないかと思われるような、意味の通らない文章も少なくない。このため解読するにも一苦労で、読みやその意味については、同好会の会員から出される意見を頼りに解読を進めている。

この文字や文章から、作者は読み書きが普及した当時において、十分に教育を受けた人物とは考えにくく、村の中層農民と推定される。この仮定がもし可能であれば、これまで、農民の記録では庄屋クラスの豪農のものしか紹介されたことはなく、中層クラス農民の関心事や言語などの研究に多くの素材を提供するものと考えられる。

*隣村大塚村で幕末期に庄屋を勤めた小谷雄右衛門の日記「白池庵木居・延命録」（宮尾敬三編、昭和61年溪水社刊）がある。（西村 晃）

【追記】その後、所蔵者である中垣公一氏からの連絡により、作者は公一氏の四代前に当たる中垣内新作であることが判明した。新作は、この「御旧記」に同村長百姓として現われ、明治十年に死去した。十三年と十四年の記述はその子新左衛門の筆跡であろう。

【閲覧室から】

耕地整理組合を調べて

広島市道路管理課の前川洗治さん、栗坪守城さんは、今年の四月三〇日、耕地整理組合に関する情報を求めて文書館へ来られた。耕地整理組合に関する文書は耕地整理法（明治四十二年法律第三〇号）が廃止される昭和二十四年前後までの行政文書に残されている。文書の内容は「耕地整理組合一件」四冊と耕地整理組合台帳一冊、及び長期保存文書の戦前期「耕地整理組合台帳」（全て耕地課）一二冊（写真参照）である。閲覧目的は「市道管理に伴う道路財産の調査」。耕地課の業務を引き継ぐ土地改良室への照会等を経て閲覧がはじまり七月まで行われた。「実は市内の道路で現況と公図が異なっている道路が一定の区域に集中している。なぜこうした道路が生まれたのか、その経緯を知りたかった。法務局に向き旧土地台帳を見たが、図面は現況を反映しておらずかなり古いものだとわかった。これでは未登記となった原因がわからない。そのうち旧土地台帳の沿革欄に耕地整理着手の文言が現れてくるのに気がついた。耕地整理工事が現況を変えた可能性がある。耕地整理を調べたいと考えた。」

「県立図書館で県報を調べ耕地整理組合の告示内容を全て拾い上げた。しかし



調査中の栗坪さん（左）と前川さん（右）

結成日時しか記載がない。残りの情報については文書館を紹介された。」

「文書館で閲覧した耕地整理組合関係資料から、各組合の事業内容を調べた。しかし、耕地整理の確定図が提出されている組合はわずかだった。この整理確定図があれば、現況の道路と比較して耕地整理の結果作られた道路としてその位置を確定でき、市道として登記を行う根拠を得ることが出来る。」

「市内全域の耕地整理組合を調べてみると、大正十五年に広島市が集中豪雨で大きな災害を蒙った結果、水害復旧耕地整理事業を行った組合が非常に多いことを知った。それらの事業の多くは昭和二年から五年に集中している。組合は永年保存文書である整理確定図を提出しているはずだが、法務局にもほとんどない。文書館でも探したが数例しかなく一部の確認にとどまった。そのかわりに、市内

全域の耕地整理組合（総数五〇四組合）全ての事業内容（完了日時、施工面積、道路面積、国有地面積等）を戦前期の耕地整理組合台帳から把握できた。それは広島市域で水害復旧工事により里道や水路が拡幅されたことを根拠付ける有力な行政情報だった。現況と公図が異なる道路がなぜ生まれたのか、市民に説明できる確な資料が得られ、調査は大変有意義だった。」

二人は今後これら道路の財産整理を完了させたいと意気込んでおられた。核心の資料はなかったが、傍証となる資料が残されていたことは幸いであった。

なお、耕地課の長期保存文書「耕地整理組合台帳」一二冊は、原爆投下時点、耕地課の疎開先だった安芸高等女学校（旧広島市打越町、現在太田川放水路上）教室にあったと思われ、その後倒壊した



戦前期の耕地整理組合台帳の一部（被爆後、倒壊した建物の中から県庁職員が掘り出した）

教室の中から、県庁職員の手で掘り出されたものである。また、「耕地整理組合一件」などの行政文書は、広島県における廃棄予定文書の初期の選別（昭和四十二年三月選別開始）により残されたものである。（数野文明）

全史料協大会が開催

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）の第28回大会が去る十月十六日～十八日に富山市で開催された。今年「21世紀の史料保存と利用」市町村合併をとりまく諸問題」を大会テーマとし、全体会で次のような報告と討議が行われた。

- 「市町村合併の歴史と史料保存」 丑木幸雄（国立史料館）
 - 「市町村合併と史料保存―資料保存委員会によるアンケート結果から―」 福島紀子（松本市文書館）
 - 「富山県における史料保存のあゆみ」 高森邦男（富山県公文書館）
 - 「水見市における自治体史編纂事業と史料の保存管理について」 高橋延定（水見市史編さん室）
- 三つの分科会では、「地域史料の保存と利用」「電子文書の保存と利用」「専門職問題の現状と課題」をそれぞれテーマとし、計6本の報告と討議が行われた。大会テーマでも掲げられたように、現

在、市町村合併時における史料（公文書）の保存が、緊急の課題であると全国レベルで認識されている。大会では熱心な討議が行われ、市町村公文書選別の基準やガイドライン等の具体的な対策が必要だとの意見が出された。各地での積極的な取り組みが待望される。

広文協の活動から

広文協（広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会）では、去る八月二日に次の研修会を行いました。
テーマ 「坂町文書管理の電子化について」
講師 大島英司氏（坂町総務課）
会場 坂町役場
参加者 14名
また、十一月二十八日には県立文書館と共催で行政文書古文書保存管理講習会を開催しました（次号に記事掲載予定）。なお、この講習会に合わせて会報「広文協通信」二号を刊行しました。

本年度企画展が閉幕

七月二十六日から開催していた本年度企画展「戦中・戦後の援護―戦争犠牲

者への追悼と援護」が去る十月二十六日に終了を迎えました。

公文書・写真・幟・勲章・戦傷証明書・ポスターなど、当物を物語る多くの展示資料は、平和な現在との違いをあらためて見学者に感じさせたようです。会場に置かれたアンケートには、様々な意見・感想がありました。過去を忘れずにいること、それを後世に伝えることの大切さを書かれたものがやはり目立ちました。県外からの見学者の感想では、自分の地元で文書館がないことを惜しむというものもありました。

また、この企画展示に関連して九月二十一日に文書館講演会を開催し、展示を担当した安藤福平総括研究員が「戦中・戦後の援護」と題して講演を行いました。



企画展を見学する広島市内各施設の文化行政担当者

利用案内

- 開館時間
 - *月～金曜日 9時～17時
 - *土曜日 9時～12時
- 休館日
 - *日曜日、国民の祝日及び休日
 - *年末年始（12月28日～1月4日）
- 交通
 - *JR広島駅よりバス（広島港行き）又は路面電車（紙屋町経由宇品行き）いずれも広電本社前下車約五〇〇m、広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第二十一号
平成十五（二〇〇三）年一月三十一日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七 四七
電話 〇八二―二四五―八四四四
FAX 〇八二―二四五―四五四一
印刷 株式会社 創文